

社会福祉法人が作成する書類等について

		作成		備置き・閲覧		所轄庁への届出		公開	
		有無	根拠規定	有無	根拠規定	有無	根拠規定	有無	根拠規定
計算書類等	計算書類 (貸借対照表・事業活動計算書・資金収支計算書)	○	法第45条の27第2項	○	法第45条の32第1項・第2項	○	法第59条第1号	○	法第59条の2第1項第3号・省令第10条第3項第1号
	計算書類の附属明細	○	法第45条の27第2項	○	法第45条の32第1項・第2項	○	法第59条第1号	—	
	事業報告 (法人の状況に関する重要な事項等)	○	法第45条の27第2項	○	法第45条の32第1項・第2項	○	法第59条第1号	—	
	事業報告の附属明細書 (事業報告の内容を補足する重要な事項)	○	法第45条の27第2項	○	法第45条の32第1項・第2項	○	法第59条第1号	—	
	監査報告(会計監査報告を含む)	○	法第45条の28	○	法第45条の32第1項・第2項	○	法第59条第1号	—	
財産目録等	財産目録	○	法第45条の34第1項第1号	○	法第45条の34第1項第1号	○	法第59条第2号	—	
	役員等名簿 (役員等の氏名及び住所を記載した名簿)	○	法第45条の34第1項第2号	○	法第45条の34第1項第2号	○	法第59条第2号	○	法第59条の2第1項第3号・省令第10条第3項第2号
	報酬等の支給の基準を記載した書類 (役員等報酬等支給基準)	○	法第45条の34第1項第3号	○	法第45条の34第1項第3号	○	法第59条第2号	○	法第59条の2第1項第2号
	事業の概要等	現況報告書	○	法第45条の34第1項第4号・省令第2条の41第1号～第13号及び第16号	○	法第45条の34第1項第4号・省令第2条の41第1号～第13号及び第16号	○	法第59条第2号	○
事業計画書		△	法第45条の34第1項第4号・省令第2条の41第15号	△	法第45条の34第1項第4号・省令第2条の41第15号	△	法第59条第2号	—	
算定シート		○	法第45条の34第1項第4号・省令第2条の41第14号	○	法第45条の34第1項第4号・省令第2条の41第14号	○	法第59条第2号	—	
社会福祉充実計画 (社会福祉充実残額がある場合のみ)		○	法第55条の2第1項	—		○	法第55条の2第1項	○	事務処理基準

※1 △は定款で作成することになっている場合

※2 上記のほか、定款については、備置き・閲覧、公表をする必要がある。